

徳島県保健医療計画（第5次改定）の見直しについて ＜社会医療法人（へき地医療）の認定＞

1 計画の見直しについて

へき地医療を実施する「社会医療法人」の認定を行うにあたり、その要件として、該当する事業を実施する病院が、当該事業の医療連携体制に係る医療提供施設として、医療計画に記載されていることが要件となっていることから、計画中第4章第3節の「5 へき地医療体制の整備」の一部について別添のとおり見直すもの。

2 社会医療法人とは

地域医療の重要な担い手である医療法人について、特に地域で必要な医療（救急医療等確保事業）の提供を担う医療法人を社会医療法人として位置付け、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るもの。

＜救急医療等確保事業＞

- ・救急医療・精神科救急医療
- ・災害医療
- ・へき地医療
- ・周産期医療
- ・小児科救急医療

3 認定予定の医療法人

「医療法人 川島会」（川島病院）

＜参考＞ 「社会医療法人の認定について（厚生労働省医政局長通知）」抜粋

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について（法第42条の2第1項第5号関係）

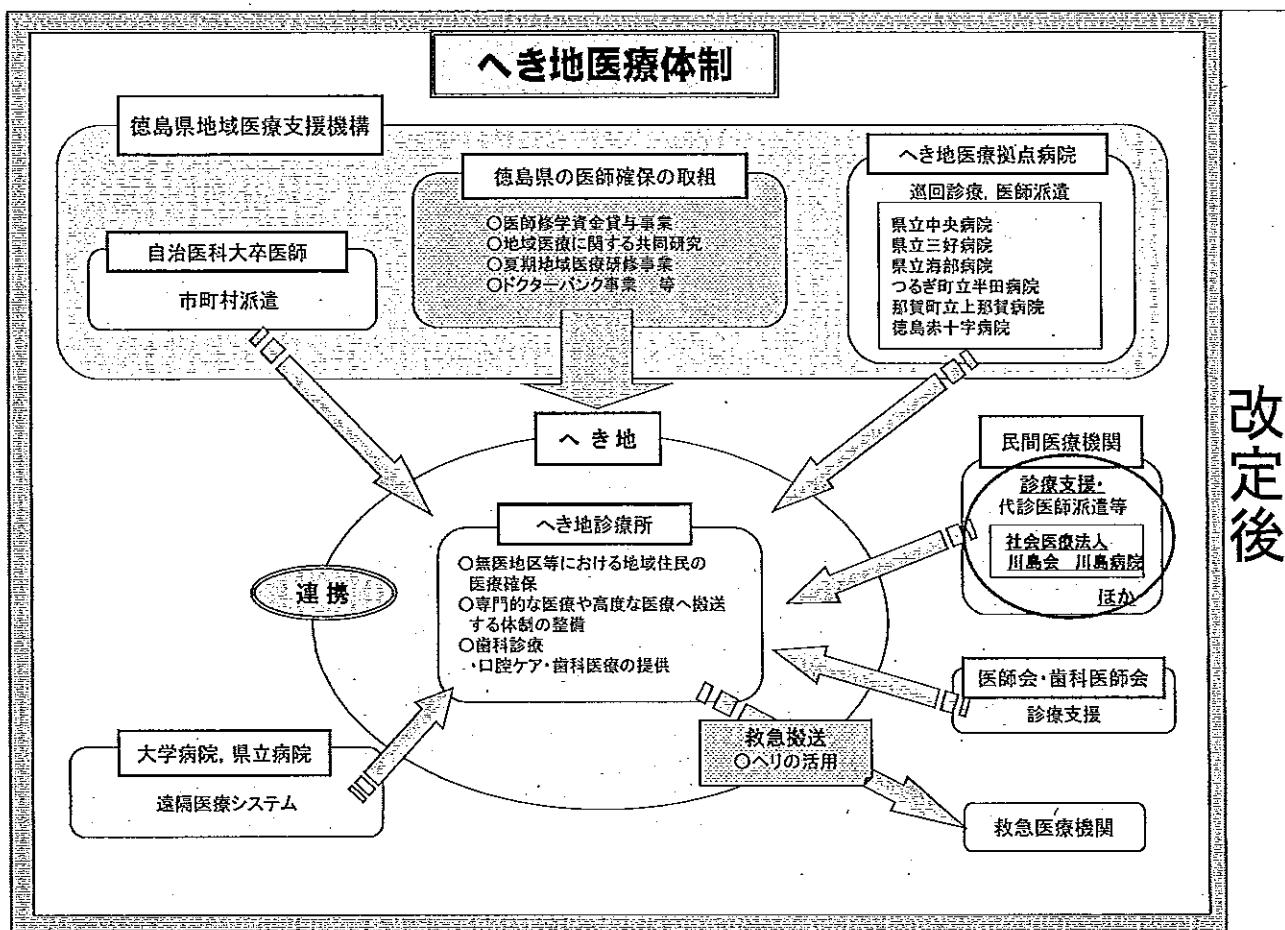
- (I) 当該医療法人が実施する業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲る基準に適合していること。

（別表）

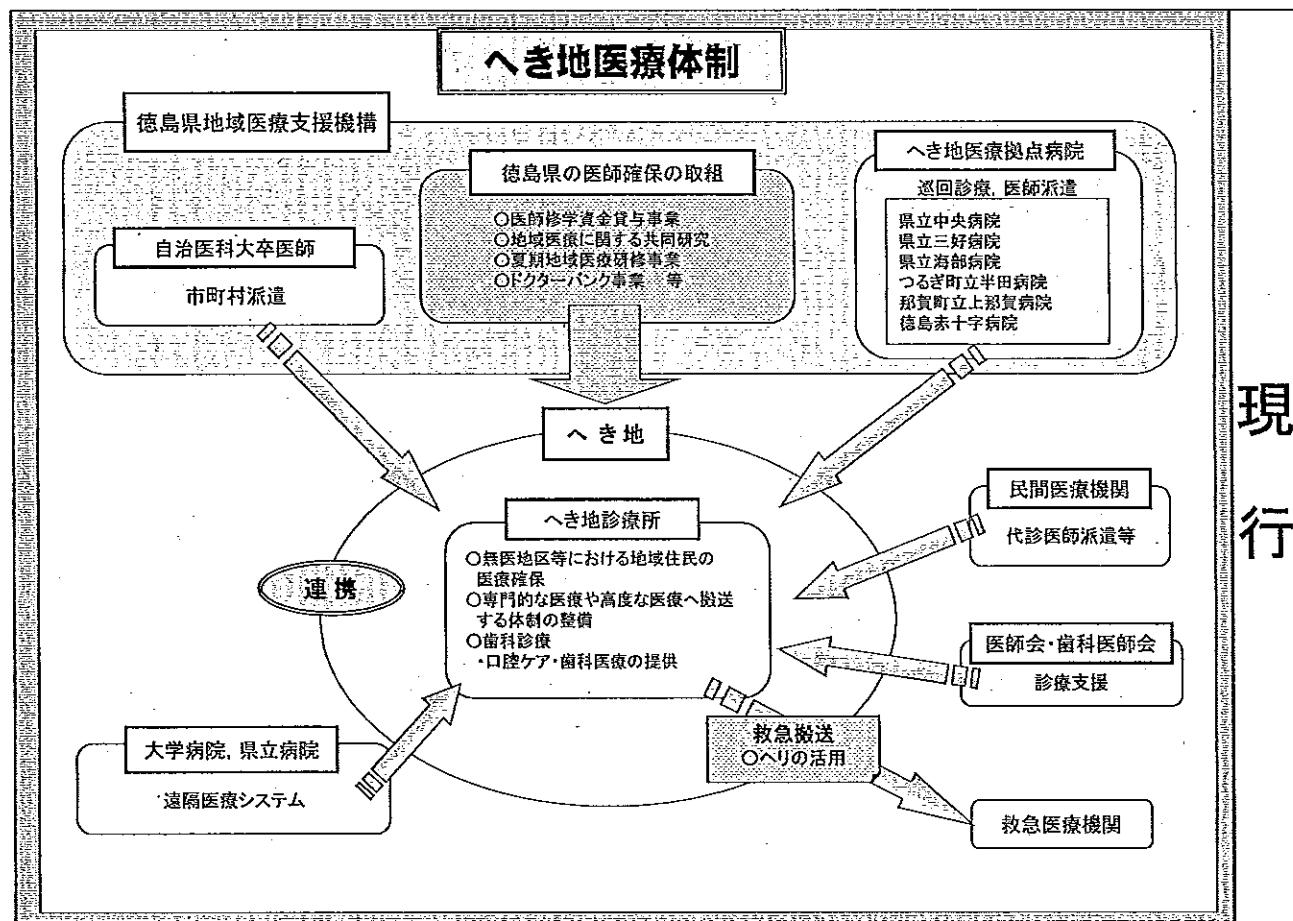
- ・「へき地医療」

＜当該業務を行うための体制＞

当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。



※丸囲みは改定内容。



へき地 医療体制

徳島県地域医療支援機構

自治医科大学卒医師
市町村派遣

徳島県の医師確保の取組

- 医師修学資金貸付事業
- 地域医療研修事業
- 夏期地域パンク事業
- ドクターバンク事業

へき地医療拠点病院

- 巡回診療、医師派遣
- 県立中央病院
- 県立三好病院
- 県立海部病院
- つるぎ町立半田病院
- つるぎ町立上那賀病院
- 那賀赤十字病院
- 徳島県立赤十字病院

へき地

へき地診療所

- 無医地区等における地域住民の医療確保
- 専門的な医療や高度な医療への搬送する体制の整備
- 歯科診療・口腔ケア・歯科医療の提供

連携

医師会・歯科医師会

診療支援

社会医療法人
川島会 川島病院
[ほか]

民間医療機関

診療支援・
代医師派遣等

救急搬送
○ヘリの活用

大学病院、県立病院
遠隔医療システム

救急医療機関